

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第(12)号

京都市グリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「, 北部クリーンセンター及び東部クリーンセンター」を「及び北部クリーンセンター」に, 「事務係長 (北部クリーンセンターを除く。)」を「事務係長」に改める。

別表東部クリーンセンターの項を削る。

附 則

この規則は, 平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)